



**TEAM NEXT
YONEZAWA**

令和 7 年度

米沢市除雪計画書



(令和 6 年度 除雪作業状況)

米沢市建設部土木課

目 次

(項 目)	(ページ)
1 目 的	・ ・ ・ ・ 1
2 除雪計画の基本方針	・ ・ ・ ・ 1
3 除雪路線の区分（採択基準）と除雪目標	・ ・ ・ ・ 2
4 除雪実施計画路線	・ ・ ・ ・ 3
5 除雪機械の配備状況	・ ・ ・ ・ 4
6 除雪車運行管理システムについて	・ ・ ・ ・ 4
7 除雪作業（期間、出動基準、時間）	・ ・ ・ ・ 5
8 排雪作業	・ ・ ・ ・ 5, 6
9 凍結防止剤散布	・ ・ ・ ・ 6
10 指定雪捨て場	・ ・ ・ ・ 6, 7
11 除雪業務の相互委託	・ ・ ・ ・ 8, 9, 10
12 除排雪担当組織図	・ ・ ・ ・ 11
13 共助による除排雪への支援	・ ・ ・ ・ 12
14 やさしい除雪支援	・ ・ ・ ・ 12, 13
15 安定した除排雪体制への支援	・ ・ ・ ・ 13
16 除雪モニター制度	・ ・ ・ ・ 13
17 大雪警報及び雪害、断続的な降雪に対する体制	・ ・ ・ ・ 14
18 市内にお住まいの皆様へ（お願い）	・ ・ ・ ・ 14, 15

1 目 的

本市は、吾妻連峰をはじめとする山々に囲まれ、豊かな自然環境と都市機能が調和したまちであります。市全域が特別豪雪地帯に指定されており、背丈を超えるような積雪となる冬期間の日常生活においての雪片付けや通勤通学時の道路状況は、市民にとって大きな負担となっております。また、近年は、異常気象によるまとまった降雪や除雪への市民要望の多様化、除雪オペレーターの高齢化や担い手不足といった様々な課題もあることから、本計画では、冬期間の安全で安心な市民生活や経済活動を確保できるよう、道路除排雪事業に関する基本事項を定め、安定した事業の実施を図ることを目的とします。

2 除雪計画の基本方針

冬期間の円滑な道路交通を確保し、安全で安心な市民生活や経済活動が維持できるよう、次の3つを基本方針として設定します。

○効率的な除排雪の実施

○市民・市・業者による地域除排雪体制の充実

○安定した除排雪体制（雪処理の担い手）の確保

3 除雪路線の区分（採択基準）と除雪目標

除雪路線は、路線状況等に応じて次の区分とし、除雪を行います。

区 分	第 1 種 除雪指定路線 (市が排雪を 行う路線)	採 択 基 準	・交通量が多く、特に雪捨てに通ずるなど、冬期間における道路交通ネットワーク形成上必要な幹線路線とする。 ・国道、県道等の主要な道路を連絡する路線とする。 ・交通及び物流において、主要な役割を担う路線や公共バス路線とする。 ・公共施設（官公庁、学校、コミセン等）に通ずる路線及びその周辺の路線とする。
		除 雪 目 標	・車線幅員確保を原則とし、異常降雪時以外は常時交通を確保する。 ・異常降雪時には、降雪後 3 日以内に 2 車線または 1 車線の確保を図る。
	第 2 種 除雪指定路線	採 択 基 準	・第 1 種除雪指定路線に準ずる路線とする。
		除 雪 目 標	・車線幅員確保を原則とするが、状況によっては待避所を設ける。 ・異常降雪時には、降雪後 5 日以内に 2 車線または 1 車線の確保を図る。
	第 3 種 除雪指定路線	採 択 基 準	・第 1 種、第 2 種除雪指定路線以外の路線とする。
		除 雪 目 標	・車線幅員確保を目標とし、状況によっては待避所を設ける。 ・異常降雪時には、一時交通不能になってもやむを得ないが、7 日以内に 1 車線の確保を図る。
	歩道除雪路線	採 択 基 準	・機械除雪可能な歩道及び通学専用道路で通学等の安全確保のうえで重要な路線とする。
		除 雪 目 標	・幅員 1.0 m の確保を目標とし、状況によっては歩行に支障のない幅員を確保する。

4 除雪実施計画路線

(1) 車道 除雪指定路線

区分 項目	第 1 種 路線	第 2 種 路線	第 3 種 路線	消融雪車道 ※	合 計
除雪延長	105.13 km	35.10 km	474.04 km	1.46 km	615.73 km
除雪率	87.1% (車道実延長 706.56 km に対して)				

※ 中央三丁目桜木町線消雪道路 0.386 km、桜木町六部線消雪道路 0.080 km、善勝寺東線消雪道路 0.030 km
白布湯元線融雪道路 0.664 km、米沢駅南北線融雪道路 0.251 km、松が岬一丁目松川左岸線 0.046 km

(2) 歩道 除雪指定路線

区分 項目	歩道除雪 路線	融雪歩道 ※	合計
除雪延長	76.97 km	0.52 km	77.49 km
除雪率	74.0% (歩道実延長 104.74 km に対して)		

※ 城南一丁目北線 (片側) 0.180 km、米沢駅南北線融雪道路 0.251 km
松が岬一丁目松川左岸線 0.092 km

(3) 車道 除雪指定路線 前年度との比較

区分	令和 6 年度 (a)		令和 7 年度 (b)		増減 (b-a)	
	路線数	延長 (m)	路線数	延長 (m)	路線数	延長 (m)
第 1 種路線	134	103,970	139	105,130	5	1,160
第 2 種路線	27	34,110	28	35,100	1	990
第 3 種路線	530	460,110	528	458,880	▲2	▲1,230
第 3 種路線 (狭隘)	87	15,110	87	15,160	0	50
第 3 種路線 小計	617	475,220	615	474,040	▲2	▲1,180
合計	778	613,300	782	614,270	4	970

(4) 歩道 除雪指定路線 前年度との比較

区分	令和 6 年度 (a)		令和 7 年度 (b)		増減 (b-a)	
	路線数	延長 (m)	路線数	延長 (m)	路線数	延長 (m)
歩道除雪 路線	71	76,550	73	76,970	2	420

5 除雪機械の配備状況

今冬の除雪計画路線について、市及び委託業者が保有し、除雪や排雪時に配備する機械は、次のとおりです。 (台)

除雪機械の種類	規格等	市所有	業者所有	合計
タイヤドーザ(大型)	6.0t 級以上	3	194	197
タイヤドーザ(小型)	6.0t 級未満	0	49	49
グレーダ	—	3	4	7
ロータリ(大型搭乗)	130PS 級以上	6	27	33
ロータリ(小型搭乗)	80~130PS 級	4	20	25
	40PS 級	3	8	11
小型ロータリ	ハッドガイト式	0	18	18
凍結防止剤散布車	3,4t 級	2	0	2
計		21	320	341

6 除雪車運行管理システムについて

令和 6 年度から導入した除雪車運行管理システムに令和 7 年度から積雪深センサーを連携し、更なる市民サービスの向上と事務の効率化を図ります。

(1) 除雪車運行管理システム

除雪車両に G P S 端末を設置し、除雪業者の運行日報作成の事務及び市民へ地図サイトを通じて除雪状況を公開します。

(参考) 除雪車運行管理システムの作業管理画面



(2) 積雪深センサー

田沢や山上などといった郊外を中心に 10 箇所設置し、除雪業者へ積雪量を通知することで、適切な除雪出動を図ります。また、除雪車運行管理システムとデータ連携を行い、地図サイトでも積雪状況を公開します。

7 除雪作業（期間、出動基準、時間）

(1) 除雪期間

除雪期間は、令和 7 年 1 1 月 1 5 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとなります。

(2) 除雪出動基準・時間

作業区分	早朝除雪		日中除雪	
	車道	歩道	車道	歩道
除雪時間帯	2 : 30 ~ 7 : 00 (除雪作業時間: 4 時間以内)	4 : 00 ~ 7 : 00	13 : 00 ~ 17 : 00	13 : 00 ~ 15 : 00
出動判断時間	1 : 30		11 : 00	
出動判断基準	・午前 7 時までに 1 0 cm 程度の積雪量が予想されるとき。なお、3/1 以降は 1 5 cm 以上の積雪量となります。		・早朝除雪後の降雪（吹溜り）が下校時や帰宅時の通行に支障が生じそうな場合。	

注 1) 市街地と山間地といった地域により雪の降り方が異なることから、受け持ち地域の各委託業者が積雪深センサーにより積雪状況を確認し、出動を判断します。

注 2) 出動したが、作業中に積雪量が 10 cm に満たないと判断される場合は、除雪を中止する場合があります。

注 3) 連続した降雪で圧雪凹凸や幅員減少等が発生し、交通に支障が生じる恐れがある場合、市の指示でザケ取りや幅出し等の出動を行います。

注 4) 除雪時間帯について、大雪が想定される場合など状況によっては、作業開始時間を早めて行うことがあります。また、降り始めが遅く時間内に作業が終わらない場合には、引き続き作業を行うこともあります。

8 排雪作業

(1) 運搬排雪

除雪路線	第 1 種除雪指定路線	左記以外の路線
排雪基準	除雪作業の回数がかさみ、道路脇の堆雪で道路幅員が狭くなり交通安全上支障が発生しそうな場合や今後の除雪作業が困難な場合、市の指示で作業を実施する。	地域で組織した除排雪協力会が、道路状況により作業実施の判断を行い、市が協力会より依頼を受け作業を実施する。
費用負担	・市がすべて負担します。	・協力会の負担あり。 ※詳細は「P12 除排雪協力会による排雪等への助成制度より」

(2) その他

① 主要な交差点について

市が指定した交通量が多い主要な交差点の堆雪高が、概ね 1 . 5 m 程度となり、歩行者の視認ができず、安全な横断が確保されないと判断された場合は、交差点周辺の排雪を市が実施します。

②保育所等周辺の道路について

児童の送迎時の安全確保と、周辺道路の渋滞緩和を図るため、保育所周辺の道路の前後約 50m（計 100m 程度）の排雪を市が実施します。

9 凍結防止剤散布

交通量が多い交差点や坂道、橋梁、カーブ等において、低温による凍結や圧雪で交通支障が予想される場合、朝夕を中心に散布車 2 台で凍結防止剤の散布作業を行います。（散布車稼働距離 約 1 0 0 km）

10 指定雪捨て場

本市や市民の方が運搬排雪で利用できるように、下表のとおり、指定雪捨て場 8 箇所を開設します。

(1) 一覧表

No	河川名	場 所	開設面積 (m ²)	利用 時間	利用 期間
1	鬼面川	六郷町西藤泉地内 鬼面川橋下流西側（左岸）	17,500	8：30～ 19：00	令和 7 年 12 月 15 日 ～ 令和 8 年 3 月 15 日
2	最上川	通町地内 市営陸上競技場北最上川東側（右岸）	9,550		
3	鬼面川	広幡町成島地内 松ヶ根橋下流西側（左岸）	18,480		
4	最上川	花沢地内 米沢グリーンセンター南最上川西側（左岸）	7,817		
5	鬼面川	広幡町成島地内 鬼面川橋上流西側（左岸）	13,500	8：30～ 19：00	令和 7 年 12 月 15 日 ～ 令和 8 年 2 月 28 日
6	羽黒川	大字川井地内 羽黒川橋下流東側（右岸）	3,500		
7	最上川	花沢地内 花沢大橋下流西側（左岸）	9,595		
8	最上川	芳泉町地内 芳泉大橋下流西側（左岸）	6,211		
合 計			86,153		

※ 夜間の運搬排雪で 19:00 以降に雪捨て場をご利用の際は、作業の 3 日前までに土木課まで事前に連絡をしてください。

※ 大雪などの異常気象で、雪捨て場の開設を変更する場合は、市ホームページ等で周知します。

(2) 箇所図



1 1 除雪業務の相互委託

効率的な除雪を行うため、山形県、高畠町及び川西町との間に「除雪業務の相互委託協定」を締結し、相互に行政区域外、所管外道路の除雪を補い合います。

(1) 山形県⇒米沢市

路線 番号	除雪区間	延長 (m)	摘要
歩 17	国道 121 号 歩道のみ (窪田町窪田地内)	620	
歩 101	県道米沢環状線 歩道のみ (万世町片子地内)	140	
502	県道綱木小野川館山線 (関十字路～関町)	1,500	
507	県道関根刈安線 (国道 13 号からの一部)	870	
509	県道米沢環状線 側道 (万世町片子地内)	120	
510	県道米沢環状線 (万世町片子地内)	520	
511	県道口田沢川西線 (大字口田沢地内)	100	
516	県道板谷米沢停車場線 (大字板谷地内)	2,981	R3 年度より交換路線
計	総 延 長	6,851	内訳 車道 6,091 歩道 760

(2) 高畠町⇒米沢市

路線 番号	除雪区間	延長 (m)	摘要
504	三軒屋南線ほか 4 路線 (米沢南陽道路 側道)	784	
505	黒井堰線 (国道 13 号～米沢市境界)	118	
506	家中北線 (家中西～米沢市境界)	148	
計	総 延 長	1,050	内訳 車道 1,050 歩道 ー

(3) 川西町⇒米沢市

路線 番号	除雪区間	延長 (m)	摘要
913	町道虚空蔵山西線 (米沢市境界 ～県道玉庭時田糠野目線交差点)	1,100	R5 年度より交換路線
計	総 延 長	1,100	内訳 車道 1,100 歩道 —

(4) 米沢市⇒山形県

路線 番号	除雪区間	延長 (m)	摘要
48	市道 36 号 中田町線	960	
歩 7	市道 36 号 中田町線 東側歩道のみ	920	
歩 102	市道 3 号 本町一丁目北通り線 北側歩道のみ	50	
258	市道 241 号 元小屋線	350	
294	市道 4508 号 蟹屋敷線	200	
430	市道 3039 号 綱木バイパス線	570	
493	市道 1649 号 舘山中通り線	600	
508	市道 4023 号 神原浦壇坂線	140	
歩 48	市道 219 号 馳上金谷線	110	
646	市道 1785 号 福田町一丁目大町三丁目線	1,225	R3 年度より交換路線
歩 105	市道 1785 号 福田町一丁目大町三丁目線	1,306	R3 年度より交換路線
計	総 延 長	6,431	内訳 車道 4,045 歩道 2,386

(5) 米沢市⇒高畠町

路線 番号	除雪区間	延長 (m)	摘要
242	市道 39 号 万世高畠線	397	
408	市道 35 号 矢野目西東線	653	
計		総 延 長 1,050	内訳 車道 1,050 歩道 —

(6) 米沢市⇒川西町

路線 番号	除雪区間	延長 (m)	摘要
915	市道 4025 号 逆沢線	1,100	R5 年度より交換路線
計		総 延 長 1,100	内訳 車道 1,100 歩道 —

1 2 除排雪担当組織図

本市の除雪を担当する組織は、次のとおりになります。

除排雪事業は、雪対策担当が主体となって行っておりますが、大雪などにより除排雪作業が間に合わず、市民からの問合せなどが増加した場合は、土木課全体で対応し、迅速な除排雪対策に努めます。

○市道除雪

米沢市役所
建設部土木課 代表 22-5111

土木課長

土木課長補佐

雪対策担当

除排雪主担当

維持担当

水路溢水関係

管理担当

建設担当

(情報共有)



○市道除雪以外の管理者

【東北中央自動車道】
国土交通省 東北中央道維持出張所
(連絡先)024-555-6554

【国道 1 3 号】市街地、刈安
国土交通省 米沢国道維持出張所
(連絡先)37-5300

【国道 1 3 号】栗子
国土交通省 栗子国道維持出張所
(連絡先)34-2221

【県道、国道 1 3 号以外の国道】
置賜総合支庁 建設部道路計画課
(連絡先)26-6080
※休日・夜間 26-6000

【隣接市町村道】
○高畠町 建設課
(連絡先)0238-52-1111
○川西町 地域整備課
(連絡先)0238-42-2111

【水路溢水（夜間・休日）】
消防指令センター
(連絡先)23-6650

【事故などの緊急事案】
警察署
(連絡先)26-0110



(作業指示)

除排雪業者
(38 者)

1 3 共助による除排雪への支援

(1) 除排雪協力会による排雪等への助成制度

第 1 種指定路線以外において、除排雪協力会が排雪等の作業を行った場合、その費用の一部を市が助成するものです。なお、制度を利用するには、市へ「除排雪協力会届出書」の提出が必要です。

○制度内容

作業区分	負担割合	
	協力会	市
・ダンプトラックを使用した排雪を行った場合	運搬費用の 1/2	それ以外
・ダンプトラックを使用しない排雪等を行った場合	2 割	8 割

※ 負担割合について、3 回目から協力会が負担する費用をさらに【1/2】市で助成します。

(2) 私道除雪への助成事業

私道（生活道路）において、冬期間における交通を確保し、生活環境の維持をするため、申請により市の除雪車が作業し、その費用の一部を市が助成するものです。

○事業内容

申請条件	・延長がおおむね 30m 以上、幅員が 4m 以上であること。 ・個人及び法人の営業等を目的とした私道でないこと。			
助成内容	市	除雪に要した費用の 1/2	申請者	除雪に要した費用の 1/2

【令和 6 年度 実績】

(1) 除排雪協力会による排雪等への助成制度	協力会登録数	531 団体
	助成利用団体数	195 団体
(2) 私道除雪への助成事業	助成申請団体数	284 団体
	私道除雪延長	24.42 km

1 4 やさしい除雪支援

(1) 押雪軽減支援制度（平成 23 年度より）

年齢や病気等で身体が不自由になり、自力では雪を片付けることが大変な世帯を対象に、道路除雪時に玄関先に堆雪する雪の量をなるべく少なくし、除雪後の片づけ作業を軽減するものです。

○以下の①届出書か②と③いずれかの登録申請を行い、事業登録された世帯等が押雪軽減の対象となります。

事業名（提出書類）	対象者について	申請先
① 押雪軽減 （届出書）	町内会長が取りまとめて届出する、町内等において高齢者や障がいをお持ちの方、ひとり親家庭等、除雪後の自宅前の雪処理を自力で行うことが困難と思われる世帯。	土木課
② 高齢者等除雪援助員派遣事業 （登録申請書）	事業登録された世帯。	高齢福祉課
③ 高齢者等雪下ろし助成事業 （登録申請書）	事業登録された世帯で、押雪軽減支援制度を希望する世帯。	

(2) 障がい者世帯への支援（令和元年度より）

押雪軽減支援だけでは、玄関先の雪が片付けられない障がい者手帳をもつ世帯を対象に、市で玄関先の堆雪を取除く作業(排雪)を行うものです。

○支援内容

対 象	① 高齢者等除雪援助員派遣事業に登録され、障がい者手帳をお持ちの世帯 ② ①の方で派遣事業を利用された世帯
支援内容	利用回数： シーズン中 2回まで
	利用料： 利用者は1回あたり1,000円の負担があります。

【令和 6 年度 実績】

(3) 押雪軽減支援制度	押雪軽減登録件数	1,549 件
	うち市道分	1,375 件
(4) 障がい者世帯への支援	支援対象世帯数	26 世帯
	利用世帯数	0 世帯

1 5 安定した除排雪体制への支援

○除雪オペレーター育成支援事業（令和 2 年度より）

除雪オペレーターの高齢化や担い手不足を解消し、安定した除雪体制を維持することを目的に、本市の除排雪業者が、除雪オペレーターの育成のために掛かる資格取得等の経費について、一部を市が補助するものです。

除雪オペレーター育成支援事業の支援実績 （過去 3 ヶ年度）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	5 名	7 名	4 名

1 6 除雪モニター制度（平成 24 年度より）

地区毎に寄せられる様々な除排雪への問い合わせについて、効率的に対応するため、各コミセンへ情報提供の協力をお願いするものです。

1 7 大雪警報及び雪害、断続的な降雪に対する体制

(1) 災害警戒第 1 配備

大雪警報が発令された場合、災害警戒第 1 配備とし防災危機管理課及び土木課のあらかじめ定められた職員が対応します。

(2) 豪雪対策連絡会議

積雪深が概ね 100 cm に達し、断続的な降雪により道路関係を中心に市民生活に影響が出るおそれがある場合、市民環境部長が関係課等を招集し、開催します。

過去の主な協議事項	過去の主な決定事項
① 雪害状況について関係課からの報告・情報交換 ② 豪雪対策本部の設置について ③ 当面の対応について	① 集中的な第 1 種路線及び幹線道路等の除排雪 ② 市、消防署、各地区連絡所の車両を出して早めの雪降ろし、転落事故防止を呼びかけ ③ 関係課からの雪対策に関するお知らせを市報、NCV 等で市民に周知

(3) 豪雪対策本部

大雪警報が発表された場合、又は積雪深が概ね 150cm を超えるおそれがある場合のいずれかに該当し、積雪による交通機関の混乱、建物の倒壊、農林業への被害、市民生活に大きな影響を及ぼすと判断した場合、市長を本部長とする豪雪対策本部を設置します。

【近年の豪雪対策本部の設置状況（その冬の最大積雪、気象庁データ）】

平成 25 年	2 月 25 日	米沢市豪雪対策本部（172cm、H25. 2. 26）
平成 27 年	2 月 2 日	米沢市豪雪対策本部（166cm、H27. 2. 1）
平成 30 年	2 月 5 日	米沢市豪雪対策本部（135cm、H30. 2. 13）
令和 4 年	1 月 7 日	米沢市豪雪対策本部（154cm、R4. 2. 23）
令和 7 年	2 月 6 日	米沢市豪雪対策本部（162cm、R7. 2. 9）

1 8 市内にお住まいの皆様へ（お願い）

行政と除雪業者だけでは、円滑な除雪事業を行うことは困難です。市内にお住まいの皆様へ下記のことについて、ご理解とご協力をお願いするものです。

○ 除雪について

- (1) 主に通勤通学の交通を確保するための早朝に行う除雪作業は、除雪車により路面上の雪を道路脇に寄せる作業となるため、除雪後には玄関先等へ雪が堆積しますので、各御家庭で玄関先等の雪処理についてご協力をお願いします。
- (2) 除雪作業で破損のおそれがあるブロック塀等は、除雪オペレーターが分かるようにポール等の目印の設置にご協力をお願いします。
- (3) スムーズな除雪作業や安全な道路幅員確保のため、「押し雪場」の提供や「除排雪協力会による排雪」等にご協力をお願いします。
- (4) 作業中の除雪車は、前後や転回等、様々な動きをするため、周辺は非常に危険であることから、特に小さなお子さんがいるご家庭などへ地区で注意を呼びかけるなどのご協力をお願いします。また、早朝や日没の時間帯は、反射材を身に着けるなど、除雪オペレーターが気付きやすい服装で外出されるようにご協力をお願いします。

- (5) 市道の除排雪作業は、市の指示により除排雪業者が行いますので、市民の方が直接、除排雪業者へ作業の依頼等をすることはお控えください。
- (6) 道路への雪出し行為（屋根から下ろした雪等）は、道路法や道路交通法で「禁止行為」とされています。敷地内の雪は敷地内に堆積させるか、堆積できない場合は、指定雪捨て場への運搬等のご協力をお願いします。
- (7) 路上駐車や自転車・バイク等の放置、車や庭木の枝、雪囲い等が道路にはみ出していると、除雪作業の支障となるばかりでなく、事故の原因ともなるため、地区で注意を呼びかけるなどのご協力をお願いします。

【参考】

冬の安全で安心な市民生活を送る上で、市民の方への「お願い」の根拠法令等は、以下のとおりです。

内 容	根拠法令
○敷地内から道路への雪出し行為	道路法第 43 条、道路交通法第 76 条 道路交通法施行細則第 19 条
○路上駐車	自動車の保管場所の確保等に関する法律 第 11 条
○自転車・バイク等の放置、車や庭木の枝、雪囲い等が道路にはみ出し	道路法第 43 条、道路交通法第 76 条

○ 流雪溝（水路）について

- (1) 降雪があった朝夕や休日は、流雪溝（水路）への投雪が集中します。町内や隣組単位で協力体制をつくり、時間帯を調整して投雪してください。また、下流で溢水が発生している場合は投雪しないでください。
- (2) 「重機による投雪」「投雪後の踏みつけ」「屋根の雪を直接投雪」等による過剰な投雪は、流雪溝（水路）が閉塞し、利用できなくなるため、絶対にしないでください。
- (3) 歩行者の安全を確保するため、転落防止網（鉄筋製の網）をはずしての投雪はしないでください。
- (4) 流雪溝（水路）への投雪のため、グレーチング（鋼製網）蓋を開けた場合、投雪が終了したら、必ずグレーチング（鋼製網）蓋を閉めてください。

また、閉じる時も「完全に閉じていない」と、歩行者がつまずいたり、除雪車が引っかかるなど、事故や破損の恐れがありますので、閉じる際は、枠内の雪をしっかりと取り除くなど配慮をお願いします。なお、破損の原因が、利用者にあった場合、原因者へ補修等の費用負担が発生することがあります。

なお、12月上旬から3月下旬まで、本市ホームページの【冬の生活ガイド】にて、雪捨て場の開設状況や道路除雪に係る助成、除雪作業における市民の皆さんへのお願い等を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

◎米沢市ホームページ

URL : 【 <https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/> 】

(ホーム ⇒分類から探す ⇒くらし・手続き ⇒日々の暮らし・相談 ⇒冬の生活ガイド)
※トップページのスライドショーや事業リンクのバナーからもアクセスできます。

令和6年度から除雪車運行管理システムが本格稼働したことで、米沢市が委託する除雪業者の車両に搭載されたGPS端末（全地域測位システム）により、除雪作業がいつ完了したかをパソコンやスマートフォンで確認できるようになりました。下記QRコードまたはURLによりご確認ください。

◎除雪車運行管理システムのホームページ

URL : 【 <https://yonezawa.jyosetsu.jp/> 】

QRコード :



※冬期間以外は、ご利用いただけません。